

ワンポイントアドバイス

消費税増税の知識!

消費税について⇒基本は預かり金です

仕入10万円(税抜)の商品を15万円(税抜)で売却した場合

平成25年3月31日までの売買

売買利益	50,000円
消費税納税額	2,500円

収入	$150,000 + 7,500 = 157,500$
支払	$100,000 + 5,000 = 105,000$
納税	$7,500 - 5,000 = 2,500$
差引	$157,500 - 105,000 - 2,500 = 50,000$

平成25年4月1日以降の売買

売買利益	50,000円
消費税納税額	4,000円

収入	$150,000 + 12,000 = 162,000$
支払	$100,000 + 8,000 = 108,000$
納税	$12,000 - 8,000 = 4,000$
差引	$162,000 - 108,000 - 4,000 = 50,000$

※簡易課税適用事業者、免税事業者以外の事業者の消費税は、消費税増税後も消費者が負担するので納税後の所得は同じです。

平成26年3月31日までに仕入 ⇒ 平成26年4月1日以降売上

売買利益	50,000円
消費税納税額	7,000円

収入	$150,000 + 12,000 = 162,000$
支払	$100,000 + 5,000 = 105,000$
納税	$12,000 - 5,000 = 7,000$
差引	$162,000 - 105,000 - 7,000 = 50,000$

※簡易課税適用事業者、免税事業者以外の事業者の消費税は、売買差額が大きくなっても消費者が負担するので納税後の所得は同じとなります。



1月の花 梅 (ウメ)

消費税の動向に注意して、不明点があれば調べてみましょう。

詳しい内容やご質問がございましたら、

TEL: 06-6313-1369まで
お問い合わせください。